

第 3 1 回農業委員会総会議事録

平成 2 6 年 7 月 7 日 (月)

射水市役所布目庁舎 301 号室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第127号から第130号)
日程第4 議事(議案第127号から第129号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 24名

委員の現在数 24名

出席委員(22人)

1番	石庭	文男	2番	山崎	良吉
3番	熊西	忠治	4番	土合	正夫
5番	中井	敏男	6番	山下	隆之
7番	横山	實	8番	石井	寿男
9番	前花	敏子	10番	山崎	秋夫
11番	永森	薫	12番	三島	博
13番	大松	治雄	14番	舟木	康眞
15番	杉森	雅弘	16番	山本	久雄
17番	水元	睦雄	18番	前田	進
19番	向井	隆一	20番	山谷	孝芳
23番	橋爪	秀夫	24番	永野	邦夫

欠席委員(2人)

21番 田中 智浩
22番 佐伯 洋作

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2

報告第127号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第128号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第129号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
報告第130号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

議案第127号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第128号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第129号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 明神 栄 庶務係長 堀 修二
主任 田中 良仁

射水市農林水産課

農政係長 福井 有希夫 主任 福井 健太

会議の概要

開会時刻 午後2時00分

議長（舟木会長）

ただいまから、第31回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「19番 向井委員」「20番 山谷委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声起る)

議長(舟木会長)

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長(舟木会長)

次に、日程第3 報告事項に入ります。

(報告第127号の説明)

議長(舟木会長)

それでは報告第127号農地法第3条の3第1項の規定による届出の
受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起る)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。

(報告第128号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第128号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理
について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第129号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第129号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理
について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第130号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第130号 農地法第18条第6項の規定による通知等につい
て議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

これにて質疑を終了いたします。

各案件についてご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長(舟木会長)

次に日程第4本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議のうえ、適正な議決をお願いします。

(議案第127号説明・表決)

議長(舟木会長)

それでは、まず議案第127号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の6ページをご覧ください。

今回は1件ございます。

【議案第127号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった1件のうち、

1番は譲渡人が離農のための所有権移転です。

以上です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第127号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手です。

よって、議案第127号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

(議案第128号 説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第128号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書7ページの議案第128号をご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は5件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第128号を議案書をもとに朗読】

1番は駐車場とするための転用申請です。

2番は駐車場・建設資材置場とするための転用申請です。

3番は農機具格納庫敷地とするための転用申請です。

4番は自己用住宅とするための転用申請です。

5番はグループホーム、小規模多機能型居宅介護施設、サービス付高齢者住宅とするための申請です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長(舟木会長)

1番の件について横山委員よりお願いします。

横山委員

議案第128の1番について説明します。

譲受人は、自動車修理販売業をしている法人です。

現在、修理車の置場がなく、作業効率がよくない状況です。また修理台数も近年増えており、作業場敷地も手狭になっているのが現状です。

このたび、前面道路に面した申請の土地が地権者との協議の結果、購入できる見込みとなり敷地を拡張する計画であります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

2番の件について杉森委員よりお願いします。

杉森委員

議案第128号の2番について説明します。

譲受人は、管工事業をしている法人です。

現在、建設資材の保管場所が集落内に複数存在し、作業効率がよくない状況にあります。また現在賃借している土地の返還を求められており代替駐車場及び建設資材置き場の確保が急務となっております。また業績も好調で従来よりも多くの資材を確保することが必要であるが現在は発注回数を増やすことで補っているのが現状であります。

今回の申請地は会社に隣接しており、管理が容易に行えるため最適と判断し今回の申請となりました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに土地改良区等の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく願います。

議長（舟木会長）

3番の件について前花委員よりお願いします。

前花委員

議案第128号の3番について説明します。

譲受人は 地区を受益とする集落営農組合で、耕作面積は約 〇ヘクタール、構成農家は 〇戸で主に水稻や大麦などの作付を行っております。

現在ではトラクターやコンバインなど多くの農業機械を所有されておりますが、近年の農業機械の大型化によりこれらを保管するための格納庫が不足しており、現在の格納庫では入りきらず、屋外に置いているのが現状であります。

現状について組合で話し合った結果、現在借用している農機具格納庫に隣接する農地を転用して営農組合の農機具格納庫を建てることになりました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに土地改良区等の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく願います。

議長（舟木会長）

4番の件について山崎良吉委員よりお願いします。

山崎良吉委員

議案第128号の4番について説明します。

譲受人は現在、射水市内で申請人、妻、息子、娘、娘の子の家族5人で暮しております。

現在の住居は経年劣化の傷みで快適な生活を送れなくなってきており環境やライフスタイルの変化に合わせて生活の拠点を移し、新たに住宅を建設したいと考えておりました。

射水市内を候補に、一戸建て住宅の適地を探していたところ、幹線道路に近く通勤等に便利な場所である今回の場所で住宅を建てることにされました。

転用による周辺農地への影響はないものと思われ、地元の自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

5番の件について三島委員よりお願いします。

三島委員

議案第128号の5番について説明します。

地区の高齢化率は県内よりも高くなっております。地区及びその周辺には老人福祉施設は設置されておらず地元自治会からも高齢者施設誘致の要望がでておりました。

申請地については既存集落と接続しており幹線道路に近く交通の便及び生活の便がよく上水道、下水道の生活インフラの整備も整った場所です。

転用による周辺農地への影響はないものと思われ、地元の自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

事務局(堀)

議案第128号について説明します。

1番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

今回の転用目的は、駐車場とするためであり、隣接する土地との一体的な利用としての要件も満たしていることから、転用はやむを得ないと判断します。

2番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

今回の転用目的は、駐車場・建設資材置場とするためのものです。今回の転用は駐車場・建設用資材置場を確保するための転用であり、規模、必要性等から、やむを得ないと考えます。

3番については、申請地は周囲を宅地等に囲まれた10haに満たない農地であることから、これを2種農地と判断し、転用目的、規模等についても別段問題はないと判断します。

今回の転用目的は、営農組合の農機具格納庫敷地とするためであり、周辺の農地に及ぼす影響はないと思われ、転用はやむを得ないと判断します。

4番ですが、申請地は、上下水道管の埋設されている幅員4メートル以上の市道に面し、保育園から約5m、公民館から約10mの位置にあることからこれを3種農地と判断します。

ここは、調整区域内であるものの、都市計画法第34条第11号に定める区域内にあり、一般住宅敷地の建築も可能であり必要性等からやむを得ないと判断します。

5番につきましては申請地は周囲を宅地等に囲まれた10haに満たない農地であることから、これを2種農地と判断し、転用目的、規模等についても別段問題はないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がございましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起さる）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第128号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第128号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第129号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第129号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（福井）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案3件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長（舟木会長）

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第129号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第129号射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第31回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時00分

その他報告事項

農業委員会視察研修会の精算について

平成26年度農業経営法人化説明会の開催について

次回開催場所と時刻について

総会開催日：平成26年8月6日（水）午後2時から
射水市役所 布目庁舎301号会議室

議 長 舟木 康眞

署名委員 向井 隆一

署名委員 山谷 孝芳

第三十一回農業委員会総会議事録

縦
覧
中

縦覧期間

自 平成二十六年七月十日
至 平成二十六年八月一日